

平成 2 1 年第 7 回越前市議会定例会 意見書結果

【意見書】

意見書案第 1 号 自主的な共済制度を新保険業法の適用除外とすることを求める意見書の提出
について

原案どおり可決

意見書は別紙のとおり

自主的な共済制度を新保険業法の適用除外とすることを求める意見書

2006年4月1日に施行された「保険業法の一部を改正する法律」(以下、保険業法という。)によって、各団体の構成員のための自主的な共済制度が保険業法とみなされ、さまざまな規制を受け、存続の危機に追い込まれている。

保険業法の改定の趣旨は、「共済」を騙った不特定多数の消費者に被害をもたらした、いわゆるオレンジ共済事件のような「ニセ共済」を規制し、消費者を保護するのが目的であった。ところが、保険業法の策定と政省令の作成の段階で、当初の趣旨から大きく逸脱し、自主的な共済制度についても、保険会社に準じた規制を受けることになり、PTA団体・障がい者など存続困難な状況に陥って制度の廃止を決めた組織も出てきている。

そもそも自主的な共済制度は、団体の目的のひとつとして構成員の相互扶助を図るためにつくられ、日本社会に深く根を下ろしてきた。団体がその構成員の「仲間同士の助け合い」を目的に、健全に運営してきた自主的な共済制度は「利益」を追求する保険業とは全く異なっている。その自主的な共済制度を強制的に保険会社や小額短期保険業者にしなければ運営できないようにし、「儲け」を追求する保険会社と同列において、一律に様々な規制を押し付けることになれば、多くの自主的な共済制度の存続が不可能となり、憲法で保障された「結社の自由」や「団体の自治権」を侵すことになる。

このように、政府・金融庁が日本の健全で自主的な共済制度に、規制と干渉を行うことは、その団体と加入者に多大な不安と損失を招くことになる。

政府ならびに国会におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について早急に行われるよう強く要望する。

記

- 1 自主的な共済制度を新保険業法の適用除外とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成21年12月14日

福井県越前市議会議長 福田 修治